

法定台帳作成に

ご協力お願いいたします。



『特定商工業者制度』は、法律で義務付けられた制度です。

●特定商工業者とは??

毎年4/1現在における徳山商工会議所地区内の営業所等で、地区内で6か月以上商売をする商工業者のうち、一定の基準に該当する方のことです。

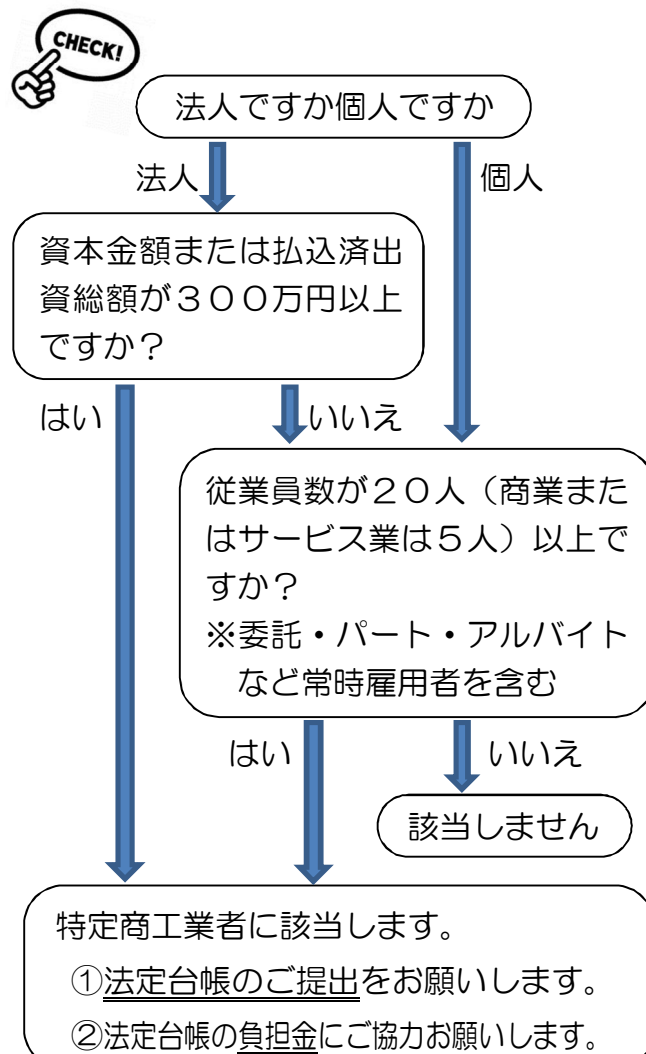
●法定台帳って??

地区内に所在する商工業者の実態を正確に把握し、その振興を図り、商工業者の発展に役立たせるために、商工会議所に備えておく必要がある台帳です。いわゆる企業の戸籍簿です。

●負担金とは??

毎年1回作成する法定台帳を運用、管理するための最小限の経費として、年間2,500円のご負担をいただいております。

●一定の基準とは??



毎年7月上旬、特定商工業者に該当する方には、『特定商工業者法定台帳の作成および負担金についてお願い』を郵送しております。お手数ではございますが台帳の提出と、負担金(2,500円)の納入をお願いいたします。